

政府における犯罪被害者等支援の取組 (第5次犯罪被害者等基本計画の概要)



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課

犯罪被害者等支援の歩み

- **約50年の歩み**の中で、時代とともに犯罪被害者等支援の担い手や制度が拡大
- 2004年の**基本法制定**を契機に、**国・地方・民間が連携**を図りつつ、社会全体で支える段階へ
- 2023年、施策を更に前進させるため、**国家公安委員会（警察庁）を司令塔**に新たな一步を踏み出す

2000年代～

犯罪被害者等の「権利」を記した基本法制定
政府全体で総合的な政策プランを策定

～1980年代

「犯罪被害者等のため」 の施策の開始

● 1967
市瀬朝一氏による活動

● 1974
三菱重工ビル
爆破事件



(共同通信社)

警察・検察の取組が加速 民間における取組の広がり

● 1992
犯罪被害者相談室(東京)の設立

● ～1995
オウム真理教
による犯罪行為



(共同通信社)

● 1996
「被害者対策要綱」(警察)

● 1998
全国被害者支援ネットワーク設立

● 1999
被害者等通知制度(検察)

● 2000
被害者保護二法制定

● 2004. 12. 1
犯罪被害者等基本法が成立

● 2005
犯罪被害者等基本計画
閣議決定

5年ごとに計画を策定

● 2023
国家公安委員会が司令塔に
国家公安委員会に総合調整権限／警察庁に専従課

● 2025(基本法施行から20年)
ワンストップサービス体制実現のための
支援コーディネーター制度

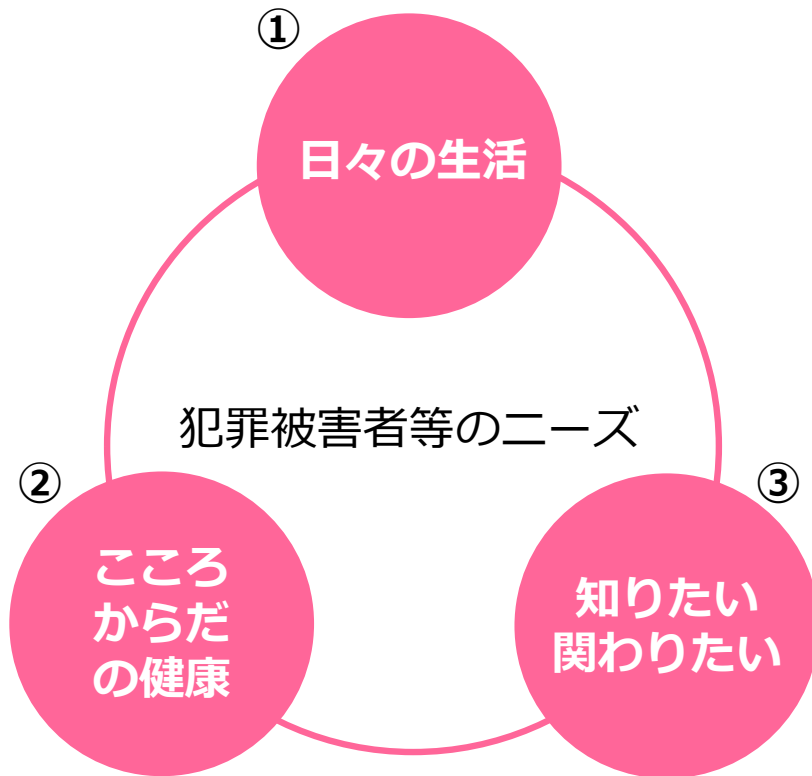
● 2026
第5次犯罪被害者等基本計画 閣議決定



(犯罪被害者等施策推進会議)

犯罪被害者等のニーズと取組の方向性

- 犯罪被害者等の困難は、被害に遭った直後から始まり、**その後も様々な形で継続**
- **犯罪被害者等が再び平穏な生活を営む**ことができるよう、途切れることのない支援を行うことを念頭に、ニーズに見合った**制度の充実**とともに、**体制の整備**や**社会の理解の醸成**が必要



犯罪被害者等のニーズの具体例

- ①働き手を亡くした／加害者から逃げるために引っ越さなければならぬケガや心の不調などで仕事が続けられなくなった
- ②障害が残った、PTSDを発症した
周囲やインターネット上で心ない声(二次的被害)を受けた
- ③裁判で思いを伝えたい／事件のことや加害者のことを知りたい

犯罪被害者等のニーズに見合った支援・制度を整備・充実させる

- ・損害回復や経済面などでの支援
【基本計画・重点課題第1】
- ・心身の被害の回復・防止
【基本計画・重点課題第2】
- ・刑事手続などへの関与拡充
【基本計画・重点課題第3】

犯罪被害者等に支援を届けるための体制を整備し、社会の理解を醸成する

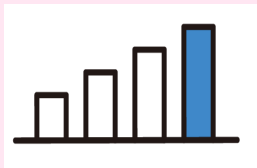
- ・支援のための体制整備
【基本計画・重点課題第4】
- ・国民の理解増進
【基本計画・重点課題第5】

第1次から第4次基本計画までの20年間における主な成果（1）

- 4次にわたる基本計画を**20年間**進めていく中で、**犯罪被害者等のニーズに見合った支援・制度を充実**させるとともに、**必要な体制**を整備
- 関係府省庁、地方公共団体、民間支援団体の連携の下、これまでに**各種施策は大きく前進**

日々の生活

【基本計画・重点課題第1】



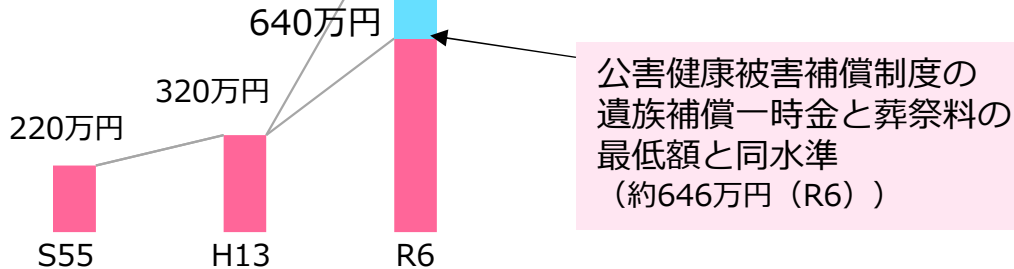
犯罪被害給付制度の改善

遺族・重大な被害を負った方への
給付金の支給額を増額

遺族給付金の支給最低額の見直し推移
(減額事由がない場合)

1060万円

受給者が配偶者・子・父母の
場合に加算



公害健康被害補償制度の
遺族補償一時金と葬祭料の
最低額と同水準
(約646万円 (R6))

令和6年の制度改正により、
支給最低額が大幅に増額

こころ からだ の健康

【基本計画・重点課題第2】

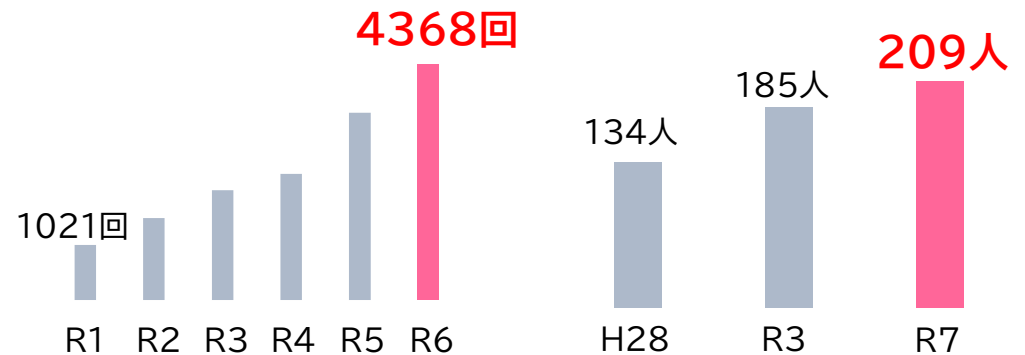


カウンセリング体制の整備

カウンセリング費用の公費負担制度
警察部内のカウンセラーの整備

公費負担制度の利用状況
※H30までに全都道府県警察
で運用開始

都道府県警察における
カウンセラーの配置状況



制度・体制の整備が着実に進み、
多くの犯罪被害者等が活用

第1次から第4次基本計画までの20年間における主な成果（2）

知りたい
関わりたい

【基本計画・重点課題第3】

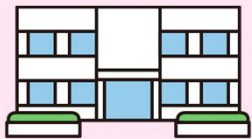


被害者参加制度の創設

犯罪被害者等が公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することが可能に

知りたい
関わりたい

【基本計画・重点課題第3】



犯罪被害者等の心情等を踏まえた加害者処遇の充実

心情等を処遇担当者・加害者に伝える仕組みの導入

犯罪被害者等の心情等を考慮した処遇

基盤整備

【基本計画・重点課題第4】

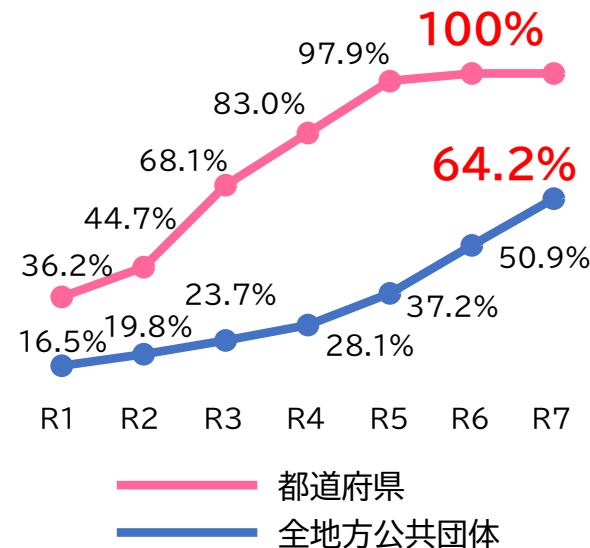


地方公共団体における体制整備

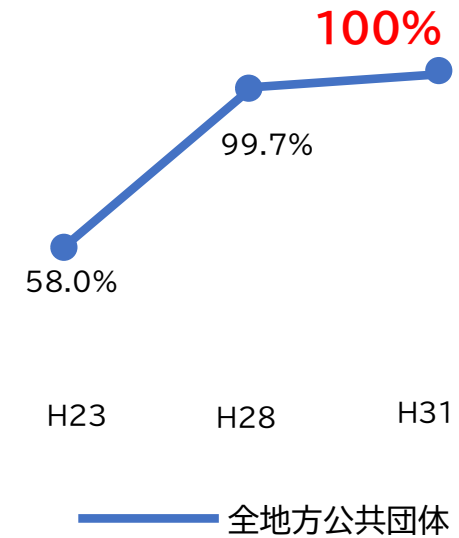
全ての都道府県において犯罪被害者等支援を目的とした条例等が制定(R6)

全ての地方公共団体において総合的対応窓口が整備(H31)

条例制定状況
(制定団体数の割合)



総合的対応窓口
整備状況



※令和5年からは、犯罪被害者等支援を目的とした条例に加え、実効的な事項を盛り込んだ条例も計上

※H23年のデータ中、岩手・宮城・福島はH22の状況を計上

第5次犯罪被害者等基本計画における主な取組

- これまでの成果がある一方、**依然として**犯罪被害者等のニーズ等に応えられていない**課題が存在**
- 第5次基本計画においては、**60団体・95人のヒアリング等**に基づき、残された課題を洗い出し

日々の生活

損害賠償請求・執行は大きな負担だが、回収できない
犯罪被害によって仕事が続けられなくなるケース

【基本計画・重点課題第1】

賠償に資する加害者処遇／民事上の負担軽減

賠償状況の把握・指導／民事制度の活用や法的支援

経済的支援制度の充実・平準化

犯罪被害給付制度の充実／地域間格差の解消

犯罪被害者等をめぐる状況を踏まえた 更なる調査検討

諸外国調査の実施／休暇制度の導入促進

こころ からだ の健康

支援に携わる関係者からの二次的被害も発生

【基本計画・重点課題第2】

トラウマインフォームドケアの推進

※トラウマとその影響について知識をもって関わること

知りたい 関わりたい

裁判手続等への参加・関与の在り方を見直してほしい

【基本計画・重点課題第3】

刑事手続等への関与についての多角的検討

公判前整理手続／被害者参加制度／傍聴時の配慮

少年審判・医療観察審判の傍聴制度の充実

基盤整備

複数の機関をワンストップでつなぐ仕組みづくり

国民の理解・関心の広がりは今なお途上

【基本計画・重点課題第4・5】

ワンストップサービス体制の整備・充実

支援コーディネーターの養成・都道府県への財政支援

「被害者手帳」の作成・交付

犯罪被害者等支援弁護士制度の運用等

広報啓発の強化

「犯罪被害者週間」の月間化／ギョットちゃんの活用

第5次犯罪被害者等基本計画の概要

- **20年の取組を整理**した上で、**合計307個の施策をパッケージとして充実・強化**
- 内容・体制の両面で、**全国の支援の標準化・底上げ**を図る
- 司令塔の警察庁の下、各府省庁が連携して、**新たに施策の動向把握のための参考指標を提示**
より一層実態に即した犯罪被害者等支援を実施

策定方針及び計画期間

- ・犯罪被害者等からの意見聴取の上、盛り込むべき施策を検討
- ・**令和8年度からの5か年計画**

基本方針

- ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障
- ② 個々の事情に応じて適切に行う
- ③ 途切れることなく行う
- ④ 国民の総意を形成しながら展開

重点課題及び具体的施策

推進体制・参考指標

- ・国家公安委員会(警察庁)の総合調整
- ・**施策の検証・評価**

重点課題第1

損害回復・経済的支援等への取組

- ✓ **賠償履行**に資する加害者処遇
- ✓ 時効更新等の負担軽減
- ✓ 犯罪被害給付制度の改善
- ✓ 犯罪被害者等支援や民事法制度の**諸外国調査**
- ✓ 事業主の理解・**休暇制度の導入**の促進

重点課題第4

支援等のための体制整備への取組

- ✓ **ワンストップサービス体制**の整備・充実
- ✓ **犯罪被害者等支援弁護士制度**の運用等

重点課題第2

精神的被害・身体的被害の回復・防止への取組

- ✓ **トラウマインフォームドケアの推進**による二次的被害の防止・被害回復の促進

重点課題第3

刑事手続等への関与拡充への取組

- ✓ **公判前整理手続**への関与の在り方、**少年審判・医療観察審判**の傍聴制度の充実に関する多角的検討

重点課題第5

国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ✓ **広報啓発の強化**